

動物の輸出入検疫速報(平成23年6月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	1,763	-
豚	336	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	2	-
馬	374	8
その他の馬科	-	-
兎	67	12
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	137,354	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	-	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	13,292
犬	515	531
猫	143	180
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	698	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 ※:家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成23年6月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,333,184	1,430,924	10,385	21,931	-	-	3,796,424
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	55,216,331	81,519,369	1,808,112	8,497	-	3	688,571
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,273,349	-	144,032	52,401	983,518	2,463,465	227,521
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	933	310,660	2,478	48,003,468	24,030	1,285,143	5,555,660
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
33,877,232	2,878,729					236,323,503	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	144,329	48,955	103	-	-	-	66,624
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,335,174	200,542	288,860	2,475,797	190	-	420,456
加熱処理その他の家禽臓器						計	
-						5,981,028	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	1,450,426	927,861	-				2,378,287
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,904,590	300,569	12,816	-	34,167	-	178,835
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
29,580	468	-				2,461,024	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	1,700	529	18,546	-	11,025	15,928
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
6,040	234,699	-	-			288,466	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	219,665	10	-	-			219,675
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	70,611	341	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	16,676,940	-	156,895				16,833,835
							総計
							268,282,242

資料）動物検査所調べ

- （注）
1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及び
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成23年6月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髓	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	40,107	36,504	-	-	-	-	363
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,346	147	-	-	35,208	-	20,039
							計
							133,714
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	50	-	-	7,500	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	-						7,550
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	333	500	-				833
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,264,779	5,907,612	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				7,172,391
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	-	-	-	17
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	20,515	-	-			20,532
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	270,000				270,000
							総計
							7,605,019

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
7. その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。